

官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会  
第 25 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第25回 入札監理小委員会  
議事次第

日時：平成19年11月13日（火）18:00～19:20

場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 民間競争入札実施要項（案）の審議

- ・ 科学技術研究調査（総務省）
- ・ 企業活動基本調査（経済産業省）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、小林副主査、渡邊委員、佐藤専門委員、廣松専門委員、椿専門委員  
（総務省統計局統計調査部経済統計課）

清水課長、滝口課長補佐、鈴木係長  
（経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室）

岡本室長、萩原参事官補佐、櫻井参事官補佐、須田参事官補佐  
（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

○榎谷主査 それでは、ただいまから第 25 回入札監理小委員会を開催したいと思います。

本日は、総務省所管の科学技術研究調査及び経済産業省所管の企業活動基本調査の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

なお、本日は、統計調査分科会の廣松専門委員、椿専門委員にも審議に加わっていただいております。廣松委員は少し遅れていらっしゃいます。先生方、よろしくお願いします。

それではまず、科学技術研究調査の実施要項（案）の審議から行いたいと思います。総務省経済統計課、清水課長に御出席いただいておりますので、本年度事業に関する実施状況の修正事項や、前回の審議を踏まえての実施要項（案）の修正事項等について御説明をいただきまして、短い時間で恐縮ですが、15 分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○清水課長 はじめに、民間開放の実施状況について、前回と変わった点を中心に御説明をいたします。4 ページをご覧くださいなのですが、今回、督促対応状況に関して数字がまとまりました。

○榎谷主査 資料 1 - 2 ですね。

○清水課長 資料 1 の 4 ページをご覧くださいと思います。（イ）の「電話による督促対応状況」について、客体不在の場合を含みますが、延べ 1 万 2,057 件となっております。この内訳を見てもみますと、9 月と 10 月が非常に多くなっております。客体不在の場合を除きますと 7,602 件ということで、18 年の実績 1,810 件と比較すると約 4 倍の増加となっております。これは 9 月、10 月に集中的に督促を行ったということが要因になっております。

それに対しまして、調査票一式の再送付という点についても少し書き換えておりまして、19 年におきまして調査票の再送付が生じた場合には、業者からの連絡を受けて国が再送付をしております。その件数が 3,235 件ございます。国が実施していた 18 年におきましては、未回収の客体に対して国が一斉に送付をしております、その件数は 4,949 件でしたので、それと比べますと約 4 割減少しております。

これらの事情を全体的に見てみますと、今回の業者の督促の特徴は、はがきと電話を充実して調査票一式、一括して送付をするということをやらなかったというような点に特徴がございます。

ただ、電話による督促の件数が非常に多かったものですから、その面において業務が増大しているという特徴がございます。

続いて、6 ページの下のところをご覧くださいなのですが、集計表 2 のところで少しだけ数字が変わっております。ただ大きな数字の変更はございません。プラスの向きに回答した者の割合が 8 割超過という点については変わっておりません。

続いて、7 ページをご覧くださいなのですが、調査票に記入不備があった客体に対するモニタリングを行った結果を書いております。調査票に記入不備があった場合に、督促において調査票の記入を軽視するような発言がなかったか、事後的に電話で聞き取りを行いました。客体 30 件に対して行っておりますが、その結果、「対応に問題がなかったもの」

が 24 客体、逆に「白紙提出を容認するような発言があったもの」が 2 客体、「記入不備を容認する発言があったもの」が 4 客体となっております。

続いて、別紙 1－2 をご覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました督促対応状況について、照会分類ごとの数字を見ております。この照会分類に書いた区分は、業者が督促をしたときに客体がどういう反応を示したかという観点から分類を行っております。

調査票を遅れて提出すると言ったものが 2,611 件ございました。

また、調査票をなくしたので再送付してほしいという依頼があったケースが 3,235 件ありまして、これが先ほど国から直接再送付したケース 3,235 件と一致しております。

また、民間委託事業者への苦情等が 3 件ございました。

その他といたしましては、もう既に提出したという客体、また、担当者に確認してから考えたいというようなケースが合計で 1,753 件ございました。その中には、統計局に確認を求めるといふものもございまして、それらの件数が 3,364 件ございました。

このように、督促対応した件数というのは非常に多くなっておりまして、これらについては、業者が最初に行った年だということもかなりございます。来年につきましては、この経験を生かして更に効率化が図られると思いますし、また、来年からは、3 年計画で進めておりますので、最初の年はある程度混乱が起こるかもしれませんが、2 年 3 年とたつにつれて習熟してきますので、そういった効率化が図られるものと期待をしているところでございます。

続いて、「民間競争入札実施要項」をご覧いただきたいと思います。こちらについては、前回から修正した部分を赤字で書いております。

最初に 4 ページをご覧いただきたいのですが、4 ページの頭のところに今回の委託業務の内容を書いております。前回申し上げましたとおり、調査関係書類の印刷、調査票等を含めた調査関係書類の封入に係る業務を加えることとしております。

また、業務の期間ですが、先ほど申し上げましたとおり 3 年契約ということですが、前回、その中の内訳を明示しておりませんでした。今回、なお書きで、20 年度、21 年度、22 年度、それぞれの業務期間を明示しております。平成 20 年度は 20 年 4 月から 10 月 10 日まで、21 年度は 21 年 4 月から 10 月 9 日まで、22 年度は 22 年 4 月から 10 月 8 日までと、キッチリと年度ごとに記述をすることにいたしました。

続いて、6 ページをご覧いただきたいのですが、今、申し上げました状況を踏まえまして、督促回収率の書き方も細かく年度ごとに区切っております。こちらにつきましては、3 年間業務を任せるといふことで、その中でパフォーマンスの低下が起こる可能性があるという懸念がございます。今回書き分けましたのは、年度ごとにキッチリとチェックをしていくということとして、19 年度の実績値を見て、実施年度ごとに業務期間終了後の事業報告書において実績値を下回った原因について分析し報告することとしております。

ただし、全体の回収率が実績値を上回った場合は、この報告は必要としないと書いておりまして、7 ページの頭のところで、全体の回収率につきましても実施年度ごとに見てい

くということにしております。

引き続きまして、13 ページをご覧くださいなのですが、こちらの方も事業報告書ということで、3年間まとめて報告するのではなくて、実施年度ごとに以下の期日までに提出すると書いております。20年度は12月8日まで、21年度は12月7日まで、22年度は12月6日までと書き分けております。遅くとも各実施年度末までにこういった実施経過、結果について取りまとめ、公表するとしております。

続いて、14 ページをご覧くださいなのですが、14 ページの上の段のところで、秘密の保持に関する規定の書きぶりを変えております。こちらについては、前回、「当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、あらかじめ国の承認を受けなければならない」と書いているのですが、秘密保持の規定を厳格にしたいという意向もございますし、また、そのような承認が認められるケースはないということで、「本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない」という書き方にしております。

また、14 ページの下のところ、記録・帳簿書類についてまとめておりますが、こちらの方も実施年度ごとに翌年度より5年間保管という書き方にしております。

17 ページの頭のところ、こちらも同じ方針での変更ですが、実施年度ごとに業務終了時点における状況を調査するという書き方にしております。

後ろの方にさまざまな参考資料を別紙として取りそろえておりますが、前回まだペンディングとして数字が埋まっていなかった部分が幾つかございました。今回はそういった数字も埋めております。

また、最後に表を1つ付けておまして、こちらの方は調査関係用品の印刷部数について、用品ごとにまとめたものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願ひします。

○椿専門委員 今回の質の評価ということに関して、前回以来、いろいろ議論していただいたわけですが、特に督促回収率と基準日時点の回収率というのは、今回の実績を踏まえて目標数値が設定されたということになっているかと思うのですが、今後3年間、こういう数値で、例えば参考として出てくるということに関して、たしか私の記憶では、今回の業者さんは基準日回収率というのが本来の目標よりも少しいところへいって、その分、督促回収率の方が目標よりも上回るという形で収束して、何となくそれらしい数字になったということであって、最終的な全体の回収率を上げるという目標に関して言えば、この2つが非常に大きな原因系の管理項目であることは認識した上で、全体の回収率を上げるという方策に関しては、調査会社それぞれの裁量といたしますか、方針というのがあってしかるべきではないかなと思うのです。

その意味では、今年度の実績はこうであったという情報を開示することは、応札する業者さんにとっては非常に有益かと思うのですが、ここ自身を目標値にするというよ

りは、最終的に全体の回収率が前年の、今までの低下傾向にある回収率をそれ以上下げないという形で、そこに歯止めをして、あとの攻め方に関しては、督促回収率並びに基準日回収率に関しては、むしろ応札する企業の方に宣言させて、そこを御自身の管理目標というか、こういうシナリオで最終的な目標を達成するという、御自身が宣言したことに対して、あまりおかしなことが起きているようだったら、統計局の方で少しモニタリングを強化するというようなタイプの品質管理をやられたらどうかなと思うのです。

○清水課長 御指摘を踏まえて検討したいと思います。

○樫谷主査 ほかに何かございますか。

○渡邊委員 セキュリティの関係ですが、それほどセンシティブではないのかもしれないですけれども、入室管理についてはある意味当然と言えば当然で、あと、PCのセキュリティ対策でもある意味当然と言えばすごく当然で、それ以上のものはプラスアルファとして加点事由にされるということだろうとは思いますが、もう少しこのところの具体性を持たせなくて大丈夫なのかなという点が一つございます。

今やっておられる管理体制を基準にお持ちなので、最低限このぐらいのレベルとお考えなのかもしれないけれども、民間企業の場合は、センシティブなところから、そうではないところまで、実際は結構ばらけているのではないかなという気もするものですから、もうちょっとハードルを高くするのだったら高くするなりの、具体性を持ったことを示さないと、それより下回って安い価格でも困りますし、かといって最初からものすごいことを考えて高くなり過ぎても多分いけないのだらうなという気がいたします。

もう一つ、情報の開示の範囲ですが、第三者に開示しないことというのは、ある意味、すごく当然のことなのですが、私ども、実際の本当に機密情報といわれるものの管理をする場合に、実際に今、民間企業でもすごく考えていると思われる点が一つありまして、会社の規模とかディビジョンにもよると思うけれども、同じ会社の中でも、本当に知る必要のある人へののみアクセスを認めるというふうな縛り方をする方が、むしろ今、多くなっている。本当に機密情報の場合はですけれども、ちょっとそういう印象も持っておりまして、そういう意味では、第三者に開示しないということは当然と言えば当然ですが、加えて、社内での目的外使用というのを併せて考えると、本当にアクセスする必要のある者に対してのみアクセスを認めるといったような文言を足していただくというのも一案かなという気がいたします。

○清水課長 セキュリティにつきましては、例えば、11ページの真ん中のところに、(カ)として「セキュリティ対策」というのを書いておりまして、今おっしゃったような「データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか」というようなことも入れておりまして、できるだけキッチリとした形で審査を行っていきたいと思っております。

ただ、今回、このセキュリティについて特に問題となった事例がなかったということもございますし、また、統計調査の調査票を扱うといっても、書いたものは直接統計局に送

ってもらって、業者がそれを目にすることがないということもございますので、あまりに強化し過ぎると、今度は入札できる業者がなくなるという心配もございまして、その辺のバランスを考えていく必要はあるのかなとは思っております。

○榎谷主査 よろしいですか。ほかに何かございますか。

○小林副主査 先ほどの椿先生のお話とも関連するのですが、やはりアウトカムとしては、結局、最終的な回収率が上がるということがいい。それが目標とされるべきですね。だから、その意味では、別紙7で、督促回収率の基準、目的の達成の程度といったところで3つあるわけですが、最終的にどれを目指していくべきなのかということが、入札参加の企業にとってわかりやすく書くことが必要ではないかと思うのです。ここでは、(ウ)の全体の回収率が高くなければいけない、それに向けて頑張ってくださいというメッセージを発信が必要ではないかと思います。

それと、19年度の実績値というので、それをベンチマークにして、それよりも劣ったら分析してくださいということですが、果たして19年度のベンチマークでいいのかという問題があって、もっとこれを高めるべきだったら、業者に提案してもらったりするということもあるのかなと思う。

このベンチマークだと、ベンチマークを達成すればいいというモチベーションしか湧かなくて、とにかくそこまで頑張ればいいということになってしまうのではないかと。

だから、本当は84%ではなくて、もっと上げるべきだというのであれば、その分、業者に提案してもらって、そういう意味でインセンティブがあるようなものがあつた方が、全体的にはどうか、結果的にはいい結果を生んでいくのではないかというふうに思われる。その意味では、インセンティブはありませんというよりも、あつた方がいいのかなという気はするのです。

つまり、19年度がいつまでもベンチマークでいいのか、それが本当に達成すべき質なのかということなんです。それが基準になってしまって、それよりも低くなったら、業者さんに反省してくださいとか、原因分析してくださいという、業者さんサイドにパフォーマンスが達成できなかったことの原因を報告してもらって、それで業務改善してくださいというのではなくて、達成できなかった部分についての責任といたら変ですけども、そちら側もモニタリングするということが必要なのかなというように思うのです。

だから、ベンチマークの設定が本当にそれでいいのか、それよりも上げた方がいいのではないかということと、下がったときの原因分析とか、パフォーマンスが上がらなかったときのモニタリングについては、もうちょっと責任を持ってやった方がいいのではないかと思うのです。

だから、この書きぶりだと、業者に原因分析してもらって、業務改善してくださいというような意味、そういうニュアンスに取れるので、モニタリングについてはもう少し何か課した方がどうか、責任を持った方がいいのではないかと思います。

それから、誤記入とか未記入についてのものとか、督促状況についてのアンケートでの

把握といったところについて、照会対応業務について、何か工夫、そこに質を設定する工夫はないのかという気はするのです。つまり、そういうことのスキルアップをすることによって回収率アップにつながるというようなことが考えられないのかということですが、いかがでしょうか。

○清水課長 順番に御回答させていただきますと、最初の目標となる回収率を全体で見るべきではないかということにつきましては、先ほど椿先生がおっしゃったように、今回、基準日時点の回収率が高く、督促回収率は余り高くなかった。ただ、全体の回収率はそれなりの水準まで持ってきていたというような経験もございますので、やはり最後の全体の回収率をキッチリと確保していくということが大事なのかなと考えております。

目標となる水準が19年度でいいのかというお話につきましては、入札実施要項の後ろに付けております29ページの別紙7をご覧くださいなのですが、ここに17年度、18年度、19年度と書いておまして、全体の回収率で見ますと、実績値で17年度が84、18年度が83、19年度が84となっております、各年度そんなに差がないという結果になっておまして、今回、民間開放ではありましたけれども、国と同程度の目標を達成することができたということが言えるのではないかと考えております。

そうしましたら、来年度も民間開放するというのであれば、今回、民間が達成したということで、参入しようとする業者にとっては、ある意味で自信になるのかなと考えております。

回収率の目標を更に高くしたらどうかということですが、勿論、回収率は100に近い方がいいに決まっているわけですが、私どもが今回の事業実績で一つ大きな問題だと思ったのは、先ほど資料1-2の7ページで御説明をした、モニタリングの結果、白紙提出を容認する発言があったもの、記入不備を容認する発言があったものということで、幾つかの客体が上がってきている。回収率を上げようとするがあまりに内容についての配慮がなくなってしまうということに懸念を持っておまして、こういったことがないように、全体のバランス、記入内容にもある程度配慮した上で、キッチリと仕事をやっていくようにしてもらいたいという気持ちを持っておりますので、回収率さえよければ、他はどうでもいいというようなことにならないようにしていきたいという気持ちはございます。

最後の照会対応業務につきましては、アンケートでの把握は今回初めての試みでございまして、今後、更にデータを得て検証する必要があるとございますので、今回、照会対応についての質を設定することは難しいと考えております。

また、誤記入、未記入につきましては、12月上旬に取りまとめて、改めて御報告したいと考えておりますが、その検証結果を踏まえて検討する必要があるとございますので、今回、これらの質を設定することは難しいと考えております。

○小林副主査 だから、これだけで見るのではなくて、他の指標も併せたらいかがかという提案も含んでいたわけなのです。回収率を上げたらどうかというのは、つまり、今までこのぐらいだったというのはわかるのです。この前のときに、企業等というのは、なかなか



か基準日の回収率は上がらない、時期的な問題があつてということがあつたのでしょうか、わからないのですけれども、基準日時点の回収率というのが、やはり企業等とかでも 31%~34%になっているのではないですか。だから、ある意味、インセンティブを持たせて、パフォーマンスを上げるという、モチベーションという仕組みを作れないかということなのです。だから、別にベンチマークを上げろと言っているわけではなくて、これはここでベンチマークだと分かりますけれども、それ以上に、これを達成すればいいというだけのモチベーションではなくて、要項には 100%が目標ですと書いてあるわけだから、高めようというインセンティブの設定はできないのかということなのです。

○清水課長 高い水準をある程度目標として掲げたときに、その目標をどのように決めるのかというのが一つございますし、あとは、それを達成したときに、どういうメリットを業者に与えるのかとか、そういうことも出てくるかと思うのです。最初に委託するときには全体の金額というのは決まってきますし、金額面で差をつけるというのはなかなか難しいのかなと思っております。

○樫谷主査 よろしいですか。他に何かありますか。

○椿専門委員 今の小林先生のお話とかかわるのですけれども、例えば、これから 3 年間、ある業者さんとお付き合いするとして、さっき言いましたように、理想的には 100%、望むらくは、少なくとも今までの水準の回収率を維持する。それから、一方で、こんな水準になっては困るという下限とか上限があると思う。

業者がそれなりの基準日なり、それぞれのマイルストーンにおいて、これくらい落ちたらおかしいとか、これくらいの線で仕事をするという目標を立てていただければ、ある意味で計画どおりの仕事ができているという数値が、これはあくまで業者さんを信じているという話ですけれども、上がってきているのだったら、モニタリングというものの提言によって、モニタリングを行うことによって、それなりに企業さんはコストがかかる、いろんな対応をしなければいけないわけですから、そこを少し低減することによって、企業側のコストが低減できるというような可能性があると思う。

ですから、かなりいい仕事をしていれば、統計局としてはそんなに厳しいモニタリングをしないけれども、極めて普通のレベルでやるけれども、おかしな仕事をしたら、それなりのことをやっていただくという、検査のレベルといいますか、モニタリングのレベルに対して、調整というものがつくことによって、委託費は変わらなくても、業者のコストが変わってくるというような形のことのできるのではないかと少し思うのです。

○清水課長 確かに 19 年度事業において実施したモニタリングはかなり有効でございましたし、また、今後もモニタリングを的確に行うことにより、業務が円滑に進むように努めてまいりたいと考えております。

○樫谷主査 今回の結果が最終的に出たわけではありませんが、19 年度の実施状況については、総括としてはどうですか。総務省の満足度というか、依頼した側の満足度というのはどの程度と理解されているのですか。

○清水課長 回収状況につきましては、国が実施していたときと同程度の水準を確保できておりますし、また、業務量としては、民間事業者との連絡調整等の業務、また、当初の業務に予定していなかった調査票の再送付を9月、10月に集中して行うというようなことが発生したのですが、今後、民間開放が定着することによって、統計局と民間事業者の双方が習熟してくれば、業務の効率化が図られると思いますので、業務量も減少していくことになると考えておりますので、全体としては満足していると申し上げたいと思います。

○樫谷主査 あと、1-2の7ページに、若干問題と言えれば問題ですが、白紙提出を容認する発言とか、記入不備を容認する発言があったと、これは総務省の方が客体というか会社の方に確認をして、こういう回答だったという意味ですね。

○清水課長 そうです。私どもが客体に確認して、こういう回答でした。

○樫谷主査 ただこれは、こういうことを言っていないかもわからないし、どういう理由で言ったかもわからないわけですね。どうなのですか。本当に容認する発言があったのかどうなのかということは、例えば白紙を出した人に対して、30客体について電話しているわけですね。そのときに、出した言い訳をしている可能性もないわけではない。

○清水課長 そうですね。客体がそのように答えたということです。

○樫谷主査 わかりました。

それから、前回もちょっとお聞きしたのですが、全体、大学と非営利、公的機関、それから企業等というようになっているのですが、企業等を1つにグルーピングだけでいいのかどうなのか。これは今までそうしているので問題ないのかもわかりませんが、例えば企業を大中小に分けるとか、その中の回収率というのは特に、あまり意識しなくても、全体の78%なりという回収率だけ見れば、あまりそんなことは気にしなくてもよいのですか。

○清水課長 実は、実施者としては、その辺を常に、産業分類ごと、従業者の規模ごとにチェックをしております、この目標に掲げているような回収率が全体で確保できれば、それぞれの区分ごとにある程度の回収は見込めるということは経験上わかっております。

○樫谷主査 そういう意味では、いちいちセグメントというか、規模ごとにとか、業者ごとにとかいうふうな目標は持たなくても特に問題はない、統計的に問題はないということですね。

○清水課長 はい。

○滝口課長補佐 つけ加えてですけれども、9月に入ってから、要は、集計上、産業別とか、あとは規模別に、回収率が低いところについては、我々の方で重点的に督促してもらいたいということで、リストをつくって、それを業者にお渡しして督促してもらっているということです。

○樫谷主査 そういふのを意識してやっているということですね。

それから、要項(案)の29ページ、どうでもいいことですが、一番下の全体の回収率がありますね。18年度と19年度、18年度は100、100、78です。83%。19年度は100、99、78で84に上がっているのですが。

- 清水課長 小数点第1位の数字。
- 小林副主査 それを書いた方がいいのではないのでしょうか。
- 樫谷主査 100と78ですから、何となく、100と99というのは大して変わらないと思うのですが、83が84になるというのは、小数点の関係ですかね。
- 清水課長 そうです。
- 樫谷主査 では、83、84は正しいですね。
- 清水課長 はい、正しいです。
- 樫谷主査 上がったのは正しいですね。
- 清水課長 はい。
- 小林副主査 それは書いた方がいいのではないですか。
- 樫谷主査 何となく、計算見て、何で100から99に下がっていて、ほかは一緒なのに、何で増えるのか。
- 小林副主査 100%というと、全く完全に回収されたみたいなふうにイメージされますね。でも、そうではない。
- 清水課長 今回の100はそうではないです。
- 樫谷主査 ここはサーベイリサーチセンターですね。そこが電話をするときに、「総務省統計局ですが」と言って電話するのですか。「サーベイリサーチセンターです」と言って電話されていたのですか。
- 滝口課長補佐 「科学技術研究調査お問い合わせセンターです」ということです。
- 樫谷主査 そういうことだったのですね。特にここには入っていないですが、電話で確認されたときに、特に違和感を調査客体の方が、今までは統計局云々だったのが、名前が変わっているのではないかとか、それによって特に抵抗があったとかいうようなことはないですか。
- 滝口課長補佐 そういうことはないですね。ただ、業者の方から聞いた話では、そこで科学技術研究調査お問い合わせセンターと言って、我々はどのような会社でという話をする、途端に相手が、受け答えのニュアンスが変わってくるという話は聞きました。民間でやっているということが相手にわかると、ああ何だという、何かそんな感じが。
- 清水課長 資料1-2の別紙1-1、8ページですが、民間委託の確認、民間委託への苦情というのが統計局への照会件数としてカウントされていますので、そういった電話が少しはあったということになります。
- 樫谷主査 それから、今度は調査票と結果の概要は除いて、印刷、発送用の封筒とか、いろんな要領とかを全部、受託事業者がやることになるわけですが、これは、例えば色を変えてもいいとか、それは自由にできるのですか。封筒の印刷だけの話なのか、様式とか、そういうようなものが決まっているのかですね。
- 滝口課長補佐 それは我々の方で、この大きさでという形で規定したいとは、従来どおりと同じやり方でということですよ。

○樫谷主査 発送用の封筒でも、少しアピールしたような、横書きに何か書いてあったりすると、最初の基準日の回答が増えるのではないかと、つまり、目立ちやすい色を使うとか、何かそんなような工夫をするということは、ここでは可能ですか。

○滝口課長補佐 そこはもしかしたら、今回、新しく決まった業者と検討する余地はあるかもしれません。例えば、こういうところが目立つとか、こういった方が相手にアピールするというのもしあれば、そこはそこで検討してみようかなとは思いますが。

○樫谷主査 多少、そういう意味では、決まり切った様式だけではないということですね。一応、要件はちゃんと書いておかないといけないでしょうけれども。

○滝口課長補佐 そうですね。

○樫谷主査 他に何かありますでしょうか。よろしいですか。事務局から何かありますか。

○熊埜御堂参事官 一応、公表を行うところまでは本日、御了解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○小林副主査 目的の達成の程度のところに、先ほどパーセントのことがありましたけれども、実数というのをどこか注記するというか、実数というのを書くわけにいかないですか。

○滝口課長補佐 小数点以下を。

○小林副主査 最初のところに、客体のところでは、大体1万8,000客体ですよというのを書いてあって、内訳は大体こんなものですよということが書いてあるのですが、それぞれ実数はもうわかっているわけですね、全部。

○滝口課長補佐 回収数ということですか。

○小林副主査 回収数というか、大学等、幾つのうち、幾つでこうなったという、その実数のことです。それを注記した方が、目安というか、その年によって、多分、客体の種類ごとの数が違うのだと思うのですけれども、それを書くと、何か情報として意味があるような気がいたします。

○滝口課長補佐 検討させていただきます。

○樫谷主査 よろしいですか。

それでは時間となりましたので、時間想定を過ぎてしまったのですが、本日の科学技術研究調査の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了することを目指して調整を進めたいと考えておりますので、総務省におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局との間で鋭意調整を詰めていただくようお願いしたいと思います。

また、本日でできなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思ひます。事務局から総務省に送付いただきまして、次回の審議までに事務局において整理をして、各委員に送付していただくようお願いいたします。よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

（総務省関係者退場）

(経済産業省関係者入場)

○樫谷主査 引き続きまして、企業活動基本調査の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、経済産業省企業統計室、岡本室長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえて、実施要項(案)の修正事項などにつきまして15分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡本室長 それでは、経産省の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先般の御指摘を踏まえまして、私どもで修正した点、また検討して修正した点、これにつきまして、お時間の都合もあると思いますので、簡単に御説明させていただければというふうに思っております。

早速でございますけれども、資料B-②をお開きいただければと思います。早速、修正点の方に入らせていただきますけれども、7ページをお開きいただければと思います。先般、御審議いただきました中で御指摘いただいておりますセキュリティの問題でございます。ここにつきまして私どもで検討いたしまして、ここに書いてございますように、一貫性のあるルールを定めて遵守していただくということ、並びにマニュアルを作成して、私どもに提出していただくというようなことを考えております。

それから、もう一回めくっていただきまして、12ページでございますけれども、申し訳ございません、ちょっとマークをし忘れておりますけれども、ちょうど中段の「2.5セキュリティ対策」というところを見ていただければと思います。12ページの2.5でございます。失礼いたしました。これはマーカーをするのを忘れてございます。申し訳ございません。この部分でございます。ここで、私どもとして、プライバシーマークの取得及び情報セキュリティマネジメントシステム、ISMSと申しておりますけれども、これの認証と同程度以上ということの情報処理の手法を確立していることを条件といたしたいというふうに思っております。

それから、16ページをお開きいただきたいと思っております。一番下の方でございますけれども、黄色でマーカーしてある部分でございます。従事していただく方の勤務体制につきまして、人員の管理体制とか、保管責任者、管理責任者の体制なり、また、その管理状況を報告していただくということを新たに記載いたしました。この部分につきまして、先般、御指摘いただきましたように、セキュリティに関する部分につきまして、私どもで検討を加えた結果でございます。

続きまして、もう一つ御指摘いただいております質の確保という点でございますけれども、これにつきましては、8ページから9ページにかけての「(5)業務にあたり確保されるべき質」という部分でございます。この部分の中で、ちょっと私どもでミスというか、消し忘れがございます。先般、御審議の中でもありました回収率のところでございます。全体の回収率と督促回収率、基準日での回収率ということを掲げさせていただいております。しかし、私どもで検討いたしましたところ、基準日における回収率というのは途中

のものでありまして、一応、7月15日の締め切り時点でどれぐらい提出されたということ  
を把握したいとは思っていたのですが、中間時点での回収率を云々するというのは  
あまり適当というか、効果がないのではないかとということで、恐縮でございますけれども、  
(ウ)でございますが、この部分につきましては削除したいと考えております。

○榎谷主査 (イ)と(ウ)を削除。

○岡本室長 (5)の(ウ)でございます。これにつきましては、申し訳ございません、  
本来でしたら見え消しというか、消しておく、またはバツをしておくべきであったと思  
いますけれども、ここの部分につきましてもちょっとミスプリントがございまして、そのま  
まになっております。恐縮でございます。(5)の(ウ)につきましては、削除というこ  
とにさせていただければと思っております。

それから、同じく9ページの下の部分で、ウでございます。この部分につきまして、質  
の確保という観点から、工程ごとに業務の状況について報告を受けまして、それにつ  
きまして協議をしたいというふうに思っております。私どもとして、その業務の実施状況なり  
スケジュール、実施内容を常に把握しておくということにさせていただきたいというこ  
とで質を確保したいと考えております。

続きまして、11ページでございます。これも下段の方でございます。組織の資格とい  
うことで考えてございまして、これは先般にもちょっと御説明したかとは思いますが、  
5年以内に2年以上の実務経験を有する者とか、これも先般、御説明いたしましたけ  
れども、ある程度の知見を持った人には是非指導をというか、業務を引っ張って  
いただきたいということから、簿記2級程度の資格を有する方は必ず居てもらいたい  
ということ。

それから、これは回収率にもつながってくることでございますけれども、電話督促  
ということを私どもは非常に重要視しております。そういった意味から、テレマ  
ーケティングについての経験者、そういった方を是非配置していただきたい。それ  
によって回収率を上げる、これこそ民間の知恵を導入すべき部分ではないかとい  
うことから、こういうテレマーケティング業務の実務経験者を配置してもらいたい  
ということを条件としたいと思っております。

以上が先般、第1回の御審議で御指摘を受けた部分に対して、私どもが検討した部分  
でございます。

引き続きまして、私ども自ら検討し、更に修正を加えた点について御説明申し上げ  
たいと思っております。6ページをご覧いただきたいと思っております。これもまたマ  
ークをし忘れておりますけれども、上段の方でございます(サ)の④というところ  
でございます。これにつきましては、ここは業務の内容でございますけれども、先般も  
御説明したと思っておりますけれども、エラーが出た場合には、それを放置しな  
いで、必ず100%修正しなさいということ。

これを業務内容といたしまして、更に質の確保という観点から、9ページござ  
います。同じ文章でございますけれども、9ページの中段でございますエの部分  
に、これは転写でございますけれども、同じように、質を確保するために、エ  
ラーは必ず100%修正しなさい

ということを義務づけたいと思っております。

もう1枚飛んでいただきまして、11ページでございます。恐縮でございます。ここもちょっとマークをしてございませぬけれども、下段の方の5.2でございます。「組織及び事業従事者の専門性、類似調査実績、資格」というところでございます。先般、私どもの原案を提出いたしましたときには「100万レコード」という言い方をさせていただいておりました。ただ、それはちょっと一般的ではございませぬので、「100万項目」以上の処理実績ということに変えさせていただきたいと思っております。

100万というのは私どもの企活調査の調査項目数掛ける調査対象、客体の数が100万以上になってしまいますので、やはりそのぐらいの処理能力を持った業者でないと適當ではないということから、こういう条件を入れさせていただきたいと思っております。

以上で私どもの自ら検討した部分、それから、冒頭には第1回で御指摘いただきました部分につきまして御説明申し上げます。

更に、最後の方のページになると思っておりますけれども、32ページでございます。これにつきましては、先般の審議でもちょっと御指摘があったかもわかりませぬけれども、私どもで実際にやっておりましたところの予算と人員につきましての情報開示でございます。一応、18年度で約1億7,000万の費用がかかっております。人員につきましては、33ページ上段でございますけれども、約8人の人員を要したということでございます。

その他細かい点につきましては、ご覧いただければと思っております。以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、御意見や御質問がございましたらよろしくお願いたします。いかがですか。

○小林副主査 確保されるべき質のところとも関係するのですけれども、インセンティブの設定、ディスインセンティブの設定について、設定できないかということです。例えば34ページの「従来の実施における目的の達成の程度」で、対象企業数と回収企業数と回収率が出ていて、16年、17年、18年度でちょっとぶれがあります。目標としては100%を理想的には達成したいということで、できる限りその企業の18年度実績という、全体の回収率の平均78.9%というのがベンチマークになっているわけですけれども、それ以上に達成しようというモチベーションの設定というのは重要ではないかと思うのです。

だから、コストの効率化というのも勿論問題ですけれども、パフォーマンスの向上といったことを設定して、そこにこそ民間の創意工夫、さっきテレマーケティングのという、配置することということもありましたけれども、そういうところが差として出てくる部分だと思う。だから望ましいのは、インセンティブを設定して、よりパフォーマンスを上げてやろうというのが、この実施要項の中に出てくるといいのではないか。入札参加企業にとっては、それこそモチベーションになってくるのではないかと思う。配置人員のところのモチベーションにもなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○岡本室長 先生、御指摘のとおり、モチベーションの向上とかパフォーマンスの向上、これは是非私どもも図りたいと思っております。しかしながら、御案内とは思いますが

ども、これは国の予算で行う事業でございます。そういった意味からいきますと、先般の第1回のときにもちょっと申し上げたかもわかりませんが、やはり経済的、金銭的なインセンティブというのはなかなか難しいというふうに私どもでは思っております。

一方、繰り返しになりますけれども、モチベーションやパフォーマンスを向上させるのは当然でございますので、私どもとして考えられることというのは、評価をいたします。その評価は公表いたしております。そういった中で、例えば私どもの調査を完璧にというか、非常に優秀な形で仕上げたという会社につきましては、当然、その評価にあらわれてまいります。ということは、内輪のことで申し訳ありませんが、経済省の調査業務をキッチリとやりました、そして、こういう高い評価を受けておりますということを公表している以上、それは会社にとっては一つのセールスポイントになるのではないかと、それが一つインセンティブの働きがあるのではないかと思います。

一方、ディスインセンティブの方ですけれども、あまりあってはならないことかもわかりませんが、失敗とか、あまり満足な結果が得られなかったという場合には、その評価自身を私どもの中で公表いたしますので、それはディスインセンティブにつながっていくのではないかと、やはりマイナスセールスになるのではないかと考えております。

ただ、これにつきましては、今回初めてということもございまして、中長期的にどういう方法があるのかということ、先生おっしゃるように、モチベーションの向上、パフォーマンスの向上、これは是非図りたいということから、検討というか、引き続き何らかできることがあればやってみたいとは思っております。

○榎谷主査 よろしいですか。今のインセンティブで、確かにお金でという、なかなか予算で難しいですが、何か一定の条件をクリアすれば、大臣表彰までいくのは難しいかもわかりませんが、例えば局長だとか、何か達成したみたいな書類を会議室に飾ることが可能なかどうかですか。

○岡本室長 検討課題であるとは思いますが。そういったものでしたら可能かもわかりませんが、いずれにしろ、現時点でそういうお約束というわけにはまいらない。もう少し検討させていただければと思います。

○榎谷主査 ここに書く話ではないかもわかりませんが。一生懸命頑張った人に対して褒めるというのですかね。そうでないと、どうしても、達成したらもうやめしてしまうという、コストかけなくて済むわけですから、そういう御心配を小林委員はされているのではないかと。私もそう思う。

○渡邊委員 遅延賠償金の金額が1,000分の2から1,000分の1に変更されておられるようですが、この1,000分の2から1,000分の1というのは、別に、だからどうしろという趣旨よりも、何かほかとの並びで書いておられるのかどうか。1,000分の1とか1,000分の2であれば、防止のためのサンクションとしてお考えのようでもなく、何かの並びで書いておられるのかと思ったものですから、そこだけお聞きします。

○岡本室長 この部分につきましては、先行しております科学技術に関する調査を総務



省でやっております。その実施要項をまねしたというか、そのまま持ってきております。ただ、その率につきましてはちょっと。

○須田参事官補佐 科学技術はたしか 1,000 分の 2 だったと思うのですが、経済産業省の方の決まりといいますか、それできちっと見直したところ、1,000 分の 1 ということでしたので、訂正させていただきました。

○渡邊委員 わかりました。

○樫谷主査 あとはいかがですか。どうぞ、廣松先生。

○廣松専門委員 情報セキュリティのところに関しては、前回よりもある程度具体的な形で書いていただいて、そこは良くなったと思います。結果として、7 ページのエの「情報セキュリティ管理」に対応して、12 ページの 2. 5 の「セキュリティ対策」の評価基準というか、落札者を決定するための基準が書かれていると思うのですが、12 ページのところ、経済産業省の示す情報セキュリティ管理の要件の中に、入退室者の管理というのが入っているのではないかと思うのですが、そうでもないのですか。入退室者の管理を行うかというのはいかにも自明のような気がしますし、それから、下のところに、I SMS の認証、その次ですけれども、プライバシーマーク及び I SMS の認証と同等以上の情報処理の手法という言葉が出てきますが、プライバシーマークと I SMS の認証は必要条件なのでしょうか。

○岡本室長 そのように考えております。

○廣松専門委員 そうすると、同等以上のというのは必要なのですか。この部分はどうかうふうにして読むのですか。

○萩原参事官補佐 基本的にはプライバシーマークというのはどういったものかというところ、これは直接企業ではないのですけれども、個人情報の保護をして、漏えいした場合などに公表するという規定を持っているかということで、これは相当広くの事業者が持っている規定でございます。

I SMS につきましては、今、登録している会社が 3,000 社強ございまして、これはもともと情報システムの中でのセキュリティ管理の基準でございまして、先生方には釈迦に説法ですが、I TMSMS というのができて、I T の分野は特別になって、I SMS に書いてある情報セキュリティマネジメントというものは業種横断的なものに位置づけられて、もう時期がたってございまして、3,000 数百社登録がございまして、

ただ、これは、まだ取っていないところがあるということを考えておきまして、基本的には I SMS を取ってほしい、取っているところとと思っているのですが、それとほぼ同等の、例えば同じ会社の中で別の部門は取っているところが、同じやり方を使いますとか、そういうことでも構わないかなというふうには思っております、必ずしも認証ビジネスを調達に使うというような、それはそれで意味があるのですが、私どもとしては質を取りたいので、それと同じことをやってくればよいということで、関係会社の中で取っているところがあるところは相当あると思いますので、そうであれば、市場の抑制にはつなが

らないかなと思ひまして、特に「及び」で、「・」をつけるべきなのかもしれません。プライバシーマークはマストかなと、私どもとしては基本的には思っているのです。

○榎谷主査 これはマストですね。

○萩原参事官補佐 はい、マストだというふうに私どもは考えています。なぜかというところ、プライバシーマークと同等のといったところで、これは実際にはそんなに大したものではなくて、プライバシーマークは、ミスをしたら公表しなさいという規定なものですから、これは比較的取るのが容易というか、相当者が取っているものでございます。後者のところは、まだ3,000社というところが果たして少ないのか多いのかという議論が中であつたものですので、「同等の」という書き方をつけ加えさせていただいたという意味です。ただ、原則は、室長から申し上げたとおり、このレベルは取っているということが一応、基本的な考え方でございます。

○榎谷主査 何となく読めますね。取得は必須だと読めますね。

○萩原参事官補佐 いずれにいたしましても、表現ぶりは説明会のところとかでもキッチンと御説明をするところでございます。

○榎谷主査 あとはいかがですか。

○逢見委員 サービスの質のところ、9ページのマーカーを引いた黄色いところで、民間事業者からの報告「(8(1)ア)」というのは、これは16ページのところです。改善が認められない場合は協議する。なお、業務の実施状況としては、スケジュール実施内容を把握する。スケジュール実施内容ということになっているのですが、16ページの8のアは、更に細かく(ア)から(キ)まで報告を求めることになって、それが必要に応じて求められた場合は、これ以外のものも報告しなさいということになっていますね。そうすると、9ページで言っているスケジュール実施内容というのは、16ページのどこと一致するのかということと、改善が認められない場合というのは、具体的にどのようなことが想定されるのかということを知りたいのです。

○須田参事官補佐 調査票の受付簿を見ることによって、調査票の来ている状況がわかって、スケジュールに合わせて督促をちゃんとやられているかということで、(イ)のところ提出状況と督促状況を併せた表をもらうことによって、その督促がうまく進んでいるかというのが見られるかと思ひます。

○萩原参事官補佐 御質問の趣旨は多分、9ページのところで書いてあるなお書きの部分と、その前の部分であまり整合性が取れていないではないかということだと思ひますけれども、なお書きのところ、イメージを持っていただくために引っ張っているものですから、こういう表現をしていますが、今、須田の方から申し上げましたとおり、8のアのところでは、(イ)の調査票の提出状況と督促状況のところが一番のポイントだと思ひます。そこについて、例えば督促について私どもはマニュアルを用意して、こういうふうにやりなさいと言っているのですが、督促率というのは大体、時間を置いて上がってくるものですが、全然上がらないとかいう場合には、どういうやり方がいいかというの

を改善するというような内容のことを書きたいということでございます。表現ぶりとして、改善が認められない場合は協議して、やり方について決めていくということになると思います。

「業務の実施状況としては」と書いてあるのは、すぐ上の「工程ごとの業務の実施状況について把握し」と書いてございますので、その内容を、ちょっとなお書きという表現が適切だったのかどうかわかりませんが、スケジュールと実施内容を把握して、そうだったら、上にそう書いてしまえばいいのですが、工程ごとに業務のスケジュールと実施内容を把握して、それで改善が認められない場合には協議するという方がシンプルなのかもしれません。ですから、そこは、わざわざなお書きで後ろに倒す意味はあまりなかったので、関係代名詞というか、因数分解というか、代入しているような感じになっているので、その辺りは申し訳ありません。表現ぶりは改善する必要があるれば改善したいと思います。

○逢見委員 16 ページのアとイのところを中心にして、そこで実施状況を見ながら、督促が遅れているとか何とかということを示すと、そういうイメージですね。もうちょっとわかるように書いた方がよかったです。

○樫谷主査 確かにわかりにくいですね。各工程と言っても、どういう工程なのかも、何となく、8の(1)のアを見ても、その工程のイメージが湧かないので、恐らくあなた方は担当されているのでイメージが湧くのでしょうかけれども、これを見ただけではわかりにくいですね。

○渡邊委員 先ほど御指摘のあった点も関係するのですが、情報セキュリティ管理のところの記載の方法を、書いておられる趣旨は分かる気がするのですが、少し整理された方がいいのではないかなというように、読んでいると思えるところがあります。

例えば、私などが仮にこれをベースにセキュリティをどうやるかというマニュアルを書こうと思うと直面すると思うのですが、最初に体制を整備し責任者を置く。2番目に、一貫性のあるルールを定め、遵守するといったときに、一貫性ととも恐らく質の問題がすごく重要だと思うのです。ではここで質を考えると、次の2つのパラグラフを見ると、企業情報を調査するため、この的確な調査情報の運用管理を行うとか、その次に行くと、調査票以外のものについてちょっと書いておられるようで、何かここが意識して書き分けておられるのか、それとも第3パラグラフの「本調査は」というところはいわゆる前文で、具体的に何か書き分けている趣旨ではないのか。具体的にどこをどのように読んだらいいのだろうというところを整理していただくと、わかりやすくなるのかなという点と、あと、事業実施において知り得た情報と、経済産業省から提供する情報というのが同じなのかどうかとか、実際に何をやるかと考えるときに、ちょっと迷いが出てくるのではないかなという気がしました。先ほどの12ページで入室者の管理を行うのかどうかというのは、この上の方に含まれるのかどうかとちょっと似たようなお話にはなるかと思うのですが、もうちょっとブラッシュアップされた方が、何をしなければいけないのかという点は少しはつきりするのかなと思うのですが。

○岡本室長 盛りだくさんの内容を一遍に付けたものですから、もう少し整理をいたしまして、わかりやすい表現なりにしてみたいと思っています。

○渡邊委員 例えばルールとマニュアルが同じことなのかどうか、自分がいざ企業側に立つてつくりようと思ったときに、何をやればいいのかというところを明確にするという観点から整理していただけるとありがたいと思います。

○小林副主査 従来の実施状況に関する情報の開示のところ、予定価格のところとちょっと絡むのですけれども、「入札価格が予定価格の範囲内であること」と、14ページの(2)のところにあるではないですか。そうすると、どこが予定価格なのかなというのが、企業にとっては注目するところだと思う。例えば12ページの「2. 3事業遂行のための経営基盤・管理体制、設備環境」というので、実施する場所とか設備環境が用意されているかというのが書いてある。そうすると、ここで、(エ)のところは直接費的な感じですがけれども、そこにどこまで間接費部分を加味して考えた方がいいのかというところがわかりにくいのではないかと思うけれども、その辺の考え方とかについては何か御説明とかされるのでしょうか。

○萩原参事官補佐 一応、調査の内容で、例えば、私どもの中で調査をするとか、外部で調査をしていただくとか、そういうものについては、原則、ものの考え方は御説明をいたしますけれども、予定価格については、御案内のとおり、外には言わない話になっていまして、過去、この業務に必要な経費をこちらとして提示をして、その中でベストな提案をいただく。

ただ、それは予定価格を下回らないと落札の対象から外れてしまうということはあるのですが、下になった途端に、これは調整事項が必要になりますので、御提案をいただいて1番になって落としたところとは、では、こういう提案だったのだけれども、ここの部分の価格については、若干前後があるわけです。ここは入っていないけれども大丈夫ですかというのをやるわけです。そこは若干の調整はして、最終的には契約という手続に入りますので、提案内容について、それは事前にこちらの方から、こういうスペックでとお願いをするときに、どこで業務をするかによって費用は勿論変わりますので、そこについての御提案はいたしますけれども、ただ、提案の内容の中で、中に電話でのテレマーケティングの仕組みを持っているところと持っていないところ、全部丸投げのところ、それはコスト構造が変わりますので、そういうある種の御提案をいただいて、反映して、それに反映していただいた提案をいただいて、それで審査をする。実際にはスペックに合うような状況にならない。つまり、外で調査をしたいと言われても、うちで調査をしてくれという内容が合ってなければ、それはその分点数は下がるので、実態に合っていないということで落ちてしまうかもしれませんし、その細かいディテールのところの詰めは実際には点数をつけた後にすることはあり得ると思います。ただ、そうならないように、なるべく事前からこちらから説明をして、こちらが望んでいることがちゃんと伝わるように、しっかり説明をするということになると思うのです。

最初の御質問の予定価格のことにつきましては、予定価格とそれとの関係と言われましても、うちは頑張って予算を取った価格が予定価格になりますので、それ以下でないと、さすがに袖は振れないというだけのことをごさいます、それで積み上げて、私どもとしては予算を今、提案をしていますので、その中では、少なくとも調査はできるだろうというレベルの予算は何とか獲得をするということを財務省と今、協議している最中をごさいます。それが高くなればなるほど、多分、御指摘のところは満足されるのだろうと思えます。ですから私どもとしては、何とか予算額をたくさん取ってくると、フルスペックの調査ができる形、なるべく予算がふんだんに使えるような形の提案になれるように思っております。事業者のことを考えれば、そんなわけです。

他方、今、やっていることは、実際の国全体のコストの削減という観点からやっていますので、財務省からもそこは厳しく今査定していただいているところで、そこは今、私どもは何とも言えないわけをごさいます、もうちょっと時間がかかると思えます。

○椿専門委員 今日9ページ目に関して、民間事業者さんは独自に審査を行う、その後で更に経産省が対応する機械審査を行う、更に最終個票エラーチェックということで、それによって非常に高い質が確保できると、これは非常にいいことだと思うのですが、一方で、民間事業者としては、かなりベストレポートをしたつもりでありながら、ずっとこの審査をやった結果、ある意味で、そこで作業の循環が起きるといったようなことがあった場合、これは一般的に見て、審査のプロの方から見れば、こういう審査で引かかるといったような情報が与えられれば、それは審査行為自体が非常に難しい状況にあるというよりは、割と民間の努力によって問題は簡単に解決するというような、そういう性質のものと考えていいのかどうかを確認させていただければと思うのが第1点です。

第2点は、先ほどからセキュリティ対策と、今回、ここを間違えると、民間にせつかく開放するという方向性の信用を失うという意味で非常に重要ではないかと思っているのですが、特に審査を任せるといった意味では重要ではないかと思っているのですが、調達の過重においては、セキュリティ対策と一般的に言っている部分は1ぐらいの過重になっているわけですが、これについては特に、その他もろもろの、例えば審査のステージや何かのところそういうアイデアがあれば随時加点すると考えてよろしいか確認します。

それから、ISO9001に関して、認証ポイント6点というのがあるわけですが、先ほど話題になっていたISMSにしても、これはマネジメントシステムの根幹としては基本的に同形といいますか、マネジメントシステムは確立していて、仕事の仕方のクオリティーというものをキッチリと提起していて、そこにPDCAが回ればQMSの方になるし、インフォメーションセキュリティという、守らなければいけない情報をキッチリと守るといったことにMSを使っていればISMSの承認につながるわけですから、何かその辺は一貫した論理ではないかなという印象も持ったわけです。前半の話と、セキュリティに関して、もし御意見があれば教えていただければと思います。

○岡本室長 的確な答えにならないかも知れませんが、最初の話をごさいますけ

れども、この調査に関しまして、精緻に、厳重にやるということは当然のことだと認識しております。そういう意味で二重、三重にチェックを入れるということは、私どもとしては必要なことではないかと思えます。

一方、エラーと申しますのは、どちらかというと客体からの情報にエラーがある場合があります。それを見つけ出すということをございます。そういう意味で、見つけ出す段階で修正をしていただくことになるわけですが、業者さんの方で督促をかけたり、照会に答えたり、情報をいただいたり、ここが間違っていますよとか、そういう指摘ですね、そういうのは民間業者のノウハウにちょっと依存する部分もあるかと思えます。

一方、何度も申し上げますけれども、これは国の調査でございますので、やはりキッチリとした精度、質の確保は必要でございます。そういった意味で、私どもの機械審査ないしは最終エラーチェック、これはやはり責任を持って私どもがやらなければいけないかなと思っております。

○萩原参事官補佐 補足をいたしますけれども、今のセキュリティのところでございますが、今、室長からも御説明をしたとおり、そこについては、実は私どもも今、海事、外資で、民間事業者の方、これは承認統計でございますけれども、ほぼ同様のスタイルでやっております。規模は少し小さい形になりますけれども、これで今のところ問題は起こっておりません。ですから、過重な負荷と、それはトレードオフの関係があるわけですが、このスタイルで民間の事業者の方との今の連携をやっているならば、クオリティーの確保のところは、今回、紙にクリアに書こうとすると、日ごろのコミュニケーションを取りながらやっていることを紙に書こうとするのはなかなか難しかったのですけれども、私どものノウハウはそれでまたたまってきていると思っておりますので、マニュアルを一層整備してやれば、民間事業者の方でも何とかできるだろうと思っております。

それから、ごもつもの御指摘で、前回、セキュリティについて厳しい御指摘があつて、クオリティーについても指摘があつて、I S O 9000 はあまりにも取っている人が多過ぎるので、6点は高過ぎるかなと思ったのですが、他に一般的な事業者としてのクオリティーを測るものがない。統計独自のものなどは勿論ないわけですので、他に選択肢がなかったというのが正直なところでございます。

これは全体、他のものとの関係もありまして、セキュリティも含めて、セキュリティのところの加点要素も入れたりしておりますけれども、全体としては1個1個精査しながら審査をしていく。I S O 9000 は、全体のクオリティーということを質として管理することになると、他に選択肢がすぐに思いつきませんでしたので、今回は9000を、比較的広く広まっているので、一応、そこは使わせていただきたいというお願いでございます。

○樫谷主査 しつこいようですが、16ページの8の(1)ですが、(ア)から(キ)までを報告してくださいということですね。「なお、下記以外の物件を求めること、また下記の物件を下記納品時期以外に求めること」とあるのですが、調査票受付簿とか、何とか票とか書いてあるのですが、これは具体的にイメージがあるのですか。もう様式が決ま

っているということですね。

○須田参事官補佐 はい。

○樫谷主査 それはそれで結構です。それから週1回というのは、これは週末に提出するというイメージですか。

○須田参事官補佐 そこまで考えていませんでした。

○樫谷主査 納品時期と書いてあるので、翌週の初めなのか、中ごろなのか、その辺がどうなっているのかなと思いました。

○萩原参事官補佐 今はどうしているのですかね。

○須田参事官補佐 週末にもらえば、そこで分析して次の週に生かせるので、個人的には週末がいいかなと思います。

○樫谷主査 簡単に書けるようなものですね。

○須田参事官補佐 フォームを決めて。

○樫谷主査 そんなに難しいものではないということですね。

○須田参事官補佐 はい。

○樫谷主査 そうですか、わかりました。

○萩原参事官補佐 この辺りが、まさに今、調査をやっていて、紙に書き起こすと先ほど申し上げましたが、IMSなり何なりの業務プロセスを可視化するという、プロジェクトマネジメントの基本的な手法ですけれども、その調査統計版をつくっているようなイメージで、これがそのまま標準になるのかというぐらい、私どものイメージでは、こういうふうにやっていけば、調査統計での問題が、発注者側との問題がなくなるのだというところを今、別途マニュアルを起こしながらやっていますので、そういったところのイメージをここで持っていただくということを今、考えております。これはちゃんとマニュアルを御提示して、調査票を見ていただいて、報告票を見ていただいて埋めてやっていただくというスタイルで、通常の役所の委託だと相当アバウトな委託をしたりしていることもございますけれども、ここは相当キッチリした形になるかということにしたいと思っております。

○樫谷主査 わかりました。ここだけイメージが湧かなかったもので、具体的なものがあるというのであれば、それを説明していただければ結構だと思います。

もう一つ、100万項目という調査実績を有するかと書いてあるのですが、これはどのような程度というか、こういう方はたくさんいらっしゃるのですか。

○萩原参事官補佐 既に承認統計なりで、この規模をやっているところは相当あると思いますが、実際には今回の調査は数百万の調査項目に及ぶと思います。ですから、数分の1ではあるのですが、桁数としては100万以上はやった経験があるということで、私どもの中でも実際に承認統計でやっているもので、これを超えているものは幾つか、全部委託をしているものがありますので、そういった意味では相当数あると思います。

○樫谷主査 それほどハードルが高くないということですね。

○萩原参事官補佐 ハードルとして高くないというか、項目がものすごく多いもので件数が少ないもの、少ないもので件数が多いものというので、掛け算で今、考えていますので、少しハードルはあります。

実はお恥ずかしい話を申し上げると、我々の足元でも、民間委託をして承認統計を民間委託したところ、調査結果が出てこないとか言って困ったりしていることもございまして、そういうときに実は同じようなスタイルで、前回レコードという言い方をしましたけれども、ある程度以上の件数をこなしているところと、調査対象をこなしているところということで競争入札をかけて、実際にうまくいっているという事例が足元にありましたので、こういう書き方をさせていただきました。

ですから、今回の企活のオーダーを超えるというイメージではございません。ですから、例を言って笑い話になったのですが、フルマラソンを走るには、10キロ走れば40キロ走れるわけで、そういう意味で言えば、そういうイメージを持っていただけならばよくて、数分の1できれば、相当のアマウントのことがこなせれば、全体を走り切れるだろうというふうに考えておりますので、決して高い水準だとは思っておりません。

○樫谷主査 実際にやっていらっしゃる業者の方もたくさんいるということですね。それなりにいるということですね。

○萩原参事官補佐 はい。

○小林副主査 やはりちょっと気になって。さっきの話をまた蒸し返してしまうのですが、評価のところを見ると、評価の方法というか、これまでの過去の平均の実績をベンチマークにして、できるだけ完全な体制で効率的に業務を行うということになっているようなので、業者としては、こういうスタッフをそろえてこういうやり方をしてここまでパフォーマンスを上げられて、その時にコストがこれだけかかりますというような提案がもしできれば、それはそれで望ましいのかな。そうすると、業者が自分で設けたパフォーマンスのラインに届かないときに、では、どうするのかという話が出てくるような気がする。だから、1年目だから仕方がないのかもしれないけれども、是非そういう意味で質も高めるし、効率的に業務もできるしというような要項の作り込みをしていただいた方がいいと、返す返す思います。

○岡本室長 ごもつともだと思えます。いずれにせよ、私どもはノウハウの蓄積をさせていただきたいというふうに思っております。何度も申し上げるようで恐縮ですが、1年間単年度で走ってみて、問題点なり、今、先生のおっしゃるインセンティブの問題云々も含めまして、私どもはノウハウを蓄積した上で検討していきたいというふうには思っております。

○萩原参事官補佐 前回は議論させていただいて、おっしゃるとおりですけれども、今回の調査統計という業務の今の視点での最大の問題点は、調査客体が協力的であるかどうかという問題でございます。例えば、情報システムを内省化してつくっているものを外注する、民間につくってもらおうという場合は、組織の業務プロセスを可視化するのに、各部署



が協力をするというのが大前提です。これは国の中のシステムを、例えば、社保庁でも何でも同じだと思いますけれども、外に出すということになれば、システム開発は協力しろと言えれば協力するわけですが、調査客体は協力してくれと言っても協力してくれません。言うことを聞かない人たちがだったりするわけです。

この人たちを、どうこっちを向かせるかというところで、ある種のインセンティブが、何らかの方法があれば、例えば、広告を打つとか、これに参加したら得点が出るとか、そういう提案が仮に出てきた場合に、また私どもも頭をやわらかくしながら、そこは考えていきたいと思います。

そこが一番私ども、統計の専門家の方々から言わせると、こういう民間委託という、がちがちに書くやり方は向いていない、インセンティブは出しづらい分野だと思っておりまして、唯一私どもがトップバッターとして大規模なものをやらせていただくという自負がありますので、そこによって市場が拡大する、この後、数百億に及ぶ調査統計が、いろんな統計が出てくるわけですが、それが全部民間委託になるかどうかわかりませんが、市場拡大の可能性はゼロではないので、そっち側にかけていただくということで、今回は私どもが一番民間委託になじみやすいものを御提案して、是非市場を育てていくという視点を、経済産業省ですので、その気持ちは一緒ですので、何とかやっていきたいと思っております。

○榎谷主査 ありがとうございます。

○逢見委員 ちょっと細かいかもしれませんが、11 ページの必須項目で、2 のところに「経済産業省担当職員と日本語でコミュニケーションをとることが可能か」とあるのですけれども、これはなぜ必須項目に入ったのですか。

○萩原参事官補佐 それは、英語でというわけにはさすがに、別にこれ自体は、コミュニケーション、日本語でというところですか。

○逢見委員 何か、言わずもがなというか、この実施要項の必須項目にこういうのが入ってきたのは初めてなのです。だから、特別に日本語でコミュニケーションをとれないようなケースも想定したのかなということですか。

○萩原参事官補佐 ごめんなさい。それは私どもで、実はこれは海事という海外事業活動基本調査というのを民間委託しているのですが、その中には多分外資系の会社が入ってくる可能性があったので、もともとこういう要項にしておりました。ですので、私どもとしては、調査会社というのは外資系のところがたくさんありまして、実際には外国人の方も来られますので、私どものコミュニケーションのところは日本語でやっていただかないと、外国人の役員の方、部長の方も幾らでもいらっしゃるの、外国語でババッとやられても、留学経験ある者もいるのですが、張り付けるわけにはいかないものですから、そういった意味で、日本語でコミュニケーションをとれる人が入っていただかないと、ちょっとまずいということでございます。前例があつて言っているということですか。

○廣松専門委員 今の点は逆の心配をします。外資系の企業が落札してしまったらと。国

として大変重要な情報を扱うわけですから、外資系企業を排除するというわけにいかないでしょうけれども、問題があるような気がします。そこは今後の課題として全部オープンにするべきものなのかどうかもっと大きな観点から考える必要があるような気がします。

○萩原参事官補佐 今後の課題ですけれども、政府調達自体は外国企業を排除することはできません。それは何でもそうです。

○渡邊委員 私も今の経済産業省の言われた政府調達の関係で、外資系企業を排除と言った瞬間に、多分、日本の政策の根幹がはじけてしまうので、それは監理委員会として、外資系だからという点を特別取り上げるというのはちょっといかなものかと思います。

むしろ、今言われた点は、情報開示とセキュリティというか、その点からの懸念を表明されておられると思うので、それは外資系だから日本系企業だからということではなくて、あくまで客観的なセキュリティの問題という観点から私は考えるべきではないかと、生意気なようですが、そこは非常に強く思います。

それから、私も海外との仕事はさせていただいていますけれども、日本語でと言われるところはわからないでもなくというか、いきなりプレゼンテーションとか、説明自体が英語の文書でどかんと出てきて、さあ読んでくださいと言われることもいろんな場面が多いということはあると思いますので、書き方は、「日本語で」というふうを書くのかどうかという点はあるかもしれませんが、ただ、正直申し上げて、どんなに留学経験を積もうと、すべての業務を英語でやることのハードルの高さを考えれば、実際にオペレーションをワークするために、例えば裁判所法であれ何であれ日本語でというのは、欧文化されているものもありますし、そこはワークするような観点も、私たちが考えなくてはいけないのではないかなと思います。

○樫谷主査 難しいところがあります。

○岡本室長 ここはちょっと書き方が適切ではないかもわかりません。決して外資系を排除するとかいうことではなくて、外資であったとしても、一部の方でもいいですから我々との細かいコミュニケーション、指示だとかお願いだとかいうものがわかっただけ。全くわからないというのは非常に困るということです。

○萩原参事官補佐 廣松先生が御指摘いただいたのは、統計という企業情報を、非常に価値の高い企業情報が海外に漏れいするのではないかという懸念を示された、その考え方はすごくよくわかります。そういう意味で言うと、統計という国の、国家公務員という守秘義務のかかる世界から契約の世界の守秘義務にある種移らざるを得ない。ただ今回は、おかげさまで法律上の担保措置もありますので、そういう意味でネットをかぶせていただいているということではございますけれども、そういった意味では、今回の事例で、統計の世界の専門の方々からそういう声が出てくるのは、それは私どもとしては理解はしております。ただここでは、それをレイズして議論をしてしまうと、そもそも企活自体の、民間委託自体をやるべきではないという結論にすぐ行ってしまいますので、その議論については、私ども慎重にやらせていただいて結果を見ていただくとしか私どもとしては申し上げ

づらいというように思います。

○樫専門委員 今回の話にとって本質的かどうかわからないのですけれども、もし外資系の調査機関がここに入ってくるとした場合には、外資系の調査機関にとってみて、先ほど、国内では運用されていませんけれども、官庁統計を含む統計に関する実査並びにリーディングも含めたマネジメントシステムは既にISOで発行している、しかも欧州でその認証を受けている調査会社はあるわけです。日本ではそれが無いというだけのことなのです。その意味では、9000に関連して、そういうものが出ている。今回、このことにすぐそれがかかわるとは思いませんけれども、将来的にはそういうものを取ってれば、自分たちの統計実査に関するクオリティーのマネジメントはできているのだという、それを主張する外資の調査会社は当然あるのではないかと思います。今回の問題ではなくて、将来の問題として、そういうことを考えていただければと思います。

○樫谷主査 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本日の企業活動基本調査の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了すること目指して調整を進めたいと考えておりますので、経済産業省におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局との間で鋭意調整を進めていただくようお願いいたします。

また、本日、質問できなかった事項や、確認したい事項がありましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。事務局から経済産業省に送付いただきまして、次回の審議までに事務局において整理をして、各委員に送付していただくようお願いいたします。なお、次回の開催につきましては、改めて事務局から御連絡いたします。

○熊埜御堂参事官 今、主査が言われましたので、事務局としては次回議了を目指したいと、2週間後を想定しているということで今まで御相談させていただいているので、それを目指してやっていきたいと思っておりますが、正直言ってまだ文言が詰まっていないところが多々あると思っております。案の公表については本日お願いしようと思っておりますし、了解したいと思いますけれども、情報セキュリティの問題とか、工程ごとの工程の意味とか、その辺りを実施要項として、また文章として、事業者の方からきちっと理解していただけるかどうかということも含めて、もう少し精査する必要があると思っておりますので、事務局としても鋭意調整していきたいと思っておりますし、御協力の方よろしくお願ひしたいと思います。できるだけ前広に情報交換させていただいて、日程に間に合うようにさせていただきますということをご希望をこの場で要請しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○樫谷主査 よろしいでしょうか。

○岡本室長 恐れ入りますけれども、パブリックコメントの方はいかがいたしますか。

○熊埜御堂参事官 今、案の公表については、事務局としてもこの場で御了解をいただくということを言いました。だから、それでパブリックコメントの方はやっていただきたい

と思います。ただ、パブリックコメントも結局、今のような御議論があると、また同じような議論が出てくると思うのですね。事業者の方から、例えばこれは意味がわからないではないかとか。だからできるだけ我々としては、パブリックコメントをするにあたっては、そういう疑念がないような形で出していただきたいと思っていますので、本日の出てきた議論について、一応の整理には努めたいと思いますけれども、これは日程との関係もありますので、一応整理し切れないものは、一応やってみて、議論が出てきたところでもう一度精査するという含めて考えましょうというようにせざるを得ないと思いますので、そこは御了解をいただきながら進めていかざるを得ないと思います。

ただ、そういうふうにと考えると、次回さっと議了できるのか、もう少し考える必要があるのか、これは後の日程との関係もありますので、我々の方も留意する必要があると思いますけれども、よろしくお願ひしたいということをお願いいたします。

○榎谷主査 いずれにしても次回で審議終了することを目指して、是非、連絡を密にしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(終 了)